

# 「幼稚園教育要領解説」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」「保育所保育指針解説」の比較検討 －用語「保育」の使用に着目して－

上月 智 晴  
(児童学科)

幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説、保育所保育指針解説について、用語「保育」の使用という観点から比較検討を行った。告示幼稚園教育要領では「保育」の使用はほとんどないが、幼稚園教育要領解説では、生活的、指導的ニュアンスをもつ「保育」の使用や、保育の営みに関連する複合語の使用が見られた。幼稚園教育要領解説・保育所保育指針解説で「保育」の使用に整合性があった部分について、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説のみ別表記が見られた。用語「保育」の使用に関して、3つの解説書での整合性が求められる。

キーワード：幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説、保育所保育指針解説、保育、整合性、

## 1. 研究の目的

### (1) 問題の所在

「保育」という言葉は、明治、わが国初の官立幼稚園である東京女子師範学校附属幼稚園の規則（1877）で初めて使用されてから、その後、「幼稚園保育及び設備規定」（1899）、「幼稚園令」（1926）「学校教育法」（1947）と、今日まで幼児教育の方法を言い表す言葉として、継承されてきている。戦後、「学校教育法」の制定時、第77条幼稚園の目的の条文作成に携わった坂元彦太郎によれば、「保育」は「保護育成」「保護教育」の略で、「成人が手を加え世話するとともに、子どもたちの中にあるものをみちびきだすことばとして適当」「保護と育成の調和が特に必要」として条文の中に用いたとされる<sup>1</sup>。

「保育」という言葉は保育所においても使用されている。戦前の「託児所」は、戦後「児童福祉法」（1947）に位置づき、「保育所」と名称を改め、「日々保護者の委託を受けて、その乳

児又は幼児を保育すること」を目的とする児童福祉施設となった。「保育所保育指針」では「保育」を「養護及び教育を一体的に行うこと」であると記される。幼稚園と保育所は、制度こそ異なるが、共に「保育」を行う施設として、乳幼児の発達を保障する役割を果たしてきたと言える。

しかしながら、今、この「保育」概念が混乱している。「幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設」<sup>2</sup>と説明される幼保連携型認定こども園の誕生によって、「保育」の捉え方がわかりにくくなっている。幼保連携型認定こども園の法的根拠法である「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」では、幼保連携型認定こども園とは、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を

助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的」とする施設であり、幼保連携型認定こども園で行う「教育」とは、「教育基本法」第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育で、「保育」とは、「児童福祉法」第6条の3第7項に規定する保育と記される。

「学校において行われる教育」とは何を指すのであろうか。戦後、幼稚園が学校教育施設の中に位置づいたとき、先述の通り幼稚園の教育については「学校教育法」の条文で、「幼児を教育し」ではなく、「幼児を保育し」とこだわりをもって謳われた<sup>3</sup>。この表記は現在も生き続けているのである。なぜゆえに「学校において行われる教育」を幼保連携型認定こども園は取り入れるのか理解できない。また「児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育」とは「一時預かり事業」を説明する条文の中で出てくる定義である。この「教育」と「保育」の定義、差別化は、これまでのわが国における就学前教育施設の歴史の中で深められてきた幼児教育の考え方を混乱させるものである。この点については先行研究でも「保育の瓦解」「保育概念の複雑化」等、多くの指摘がなされている（山内, 2014<sup>4</sup>、長谷, 2015<sup>5</sup>、松川, 2015<sup>6</sup>、坂崎, 2016<sup>7</sup>、天野, 2017<sup>8</sup>）。

## (2) 研究課題

2017年3月、「幼稚園教育要領（以下「教育要領」）」「保育所保育指針（以下「保育指針」）」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」）」が改訂・改定された。この同時改訂・改定は、「教育要領」「教育・保育要領」「保育指針」間での整合性が図られたところに特徴があると言われているが、「保育」という用語の使用に関しては整合性が図られていない。「保育指針」には「保育」という言葉は多数使用されているが、「教育要領」にはほとんどなく（「保育所」という記載が1箇所あり）、「教育・保育要領」では「教育及び保育」という教育と保育の並列表記が繰り返し使用される。おそらく根拠法の違いや、告示文書であるという性格から

言葉の使い分けをせざるを得ないところがあると思われる。

では、これらの解説書については「保育」をどのように扱っているであろうか。「教育要領」は、告示文書においては「保育」という用語をほとんど使用していないが、「幼稚園教育要領解説（以下「教育要領解説」）」では「保育」という言葉を所々で使用している。その使用数は分厚い解説書であることを考えると決して多いとは言えないが、おそらく告示文書では伝えきれない、「保育」という言葉でしか表すことのできない幼児教育の特性・特質を伝えるために、ここぞというところで使用されているものと考えられる。「教育要領解説」がどのような意味を込めて「保育」という言葉を使用しているのかを考察したい。

また、今回の改訂・改定は、各解説書についても当然整合性を図って文章化されているものと思われるが、「教育要領解説」で「保育」という言葉を使って解説されている部分は、「幼保連携型教育・保育要領解説（以下「教育・保育要領解説」）」「保育所保育指針解説（以下「保育指針解説」）」ではどのように表記がなされているのか。それを検討することは、今後の告示文書の「保育」の整合性を目指すうえで重要だと考える。

2017改訂（改定）「教育要領」「保育指針」「教育・保育要領」の比較検討を行った先行研究は、全般的な分析を行ったもの（天野, 2017<sup>9</sup>、小山, 2017<sup>10</sup>）や、特に「教育課程と全体的計画」に焦点を当てたもの（中田・高岡・矢野・加奥, 2019<sup>11</sup>、「基本的事項の位置づけ」に着目したもの（清水, 2021）<sup>12</sup>が見られるが、解説書にみる「保育」の使用に着目した研究は見られない。

そこで、本研究では、「教育要領解説」における用語「保育」の使用の特徴を分析するとともに、「教育・保育要領解説」「保育指針解説」との比較検討を行うことを目的とする。

## 2. 研究の方法

### (1) 「教育要領解説」の分析

「幼稚園教育要領解説」（文部科学省 2018 年

3月23日初版第1刷発行・フレール館)を基に分析を行う。解説文の中で使用される用語「保育」を抽出し、「保育」がどのような場所で使用され、どのような意味合いをもって用いられているのか、その用例の特徴から分析を行う。

なお、この場合の「保育」とは、「保」と「育」の漢字2文字の熟語で構成される「保育」だけではなく、「保育室」や「保育参加」、「チーム保育」等、他の文字や用語と合成された複合語も分析の対象とする。

対象範囲は、本文である「序章」「第1章総説」「第2章ねらい及び内容」「第3章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」で、目次や解説本の文中や巻末に掲載されている法令資料は対象外とした。

## (2) 「教育要領解説」と「教育・保育要領解説」「保育指針解説」の比較検討

「教育要領解説」の中で用語「保育」を用いて解説がなされている箇所について、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」(内閣府・文部科学省・厚生労働省2018年3月29日初版第1刷発行・フレール館)、「保育所保育指針解説」(厚生労働省・2018年3月23日初版第1

刷発行・フレール館)では、どのような記述となっているのか、比較検討を行う。比較検討の範囲は、各解説書で同様のテーマ、文章構造で解説されているところとする。

## 3. 結果と分析

### (1) 「教育要領解説」における「保育」の使用 1) 「保育」の使用数

〔表1-1〕は、「教育要領解説」各章・各節の「保育」の使用数を示したものである。トータルで67件の使用が見られた。

「章」単位で見た場合、最も使用が多いのは第1章「総説」の45件(67%)、次いで第2章「ねらい及び内容」で20件(30%)、第3章「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」では2件(3%)のみであった。序章には「保育」の使用が見られなかった。

「節」単位で見た場合は、第2章の第3節「環境構成と保育の展開」15件(22%)、第1章第3節「教育課程の役割と編成等」及び、同章第4節「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」の各14件(21%)で、この3つの節が特に「保育」の使用が多い。一方、第1章第5節「特別な配慮を必要とする幼児への指導」、同章

表 1-1 『幼稚園教育要領解説』の「保育」使用数

	目次	節	章
序章	第1節 改訂の基本的な考え方	0	0
	第2節 幼児期の特性と幼稚園教育の役割	0	
1章	まえがき	1	45
	第1節 幼稚園教育の基本	7	
	第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	1	
	第3節 教育課程の役割と編成等	14	
	第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	14	
	第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導	0	
	第6節 幼稚園運営上の留意事項	8	
2章	第7節 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など	0	20
	第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成	0	
	第2節 各領域に示す事項	5	
3章	第3節 環境の構成と保育の展開	15	2
	1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動	0	
	2 子育ての支援	2	
	合計		67

第7節「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」等、まったく「保育」が使用されていない「節」もあった。

## 2) 「保育」の使用例

〔表 1-2〕は「保育」の使用例を示したものである。最も多い使用例は「保育」の単独表記 31 件 (46%) で、複合語としての使用例は「保育所」8 件 (12%)、「保育室」(内 1 件は「保育室内」と表記) 6 件 (9%)、「保育機能」「保育参加」各 4 件 (6%)、「ティーム保育」3 件 (4%)、「保育士」「保育参観」「保育実践」各 2 件 (3%)、「保育教諭」「園外保育」「保育実践記録」「保育活動」「保育内容」各 1 件の 13 種類あった。

次に、これらの「保育」の使用例が、どのような場所で、どのような意味合いで使用されているのか分析を行う。まず、最初に複合語として使用されている「保育」を見てから、単独で使用されている「保育」を見ていく。

表 1-2 『幼稚園教育要領解説』の「保育」使用例

	用語	数	登場節数
1	保育	31	5
2	保育所	8	3
3	保育室	6	4
4	保育参加	4	1
5	保育機能	4	1
6	ティーム保育	3	1
7	保育士	2	2
8	保育参観	2	2
9	保育実践	2	1
10	保育教諭	1	1
11	園外保育	1	1
12	保育実践記録	1	1
13	保育活動	1	1
14	保育内容	1	1

### 2)-1 複合語としての「保育」の使用例

「教育要領解説」で使用される「保育」の複合語での使用は大きく 3 つに分けることができる。1 つ目は「保育所」「保育室」というような「施設や場所に関連する用語」、2 つ目に「保育士」「保育教諭」という「職名に関連する用語」、3

つ目に「保育の営みに関連する用語」である。以下、どのような場所でそれらの用語が使用されているのか、その特徴を見ていく。

#### 2)-1-1 施設や場所に関連する用語

・「保育所」

「保育所」の使用数は 8 件と複合語 13 種類の中では最も多いが、登場する節は 3 つのみで、その中でも特に第 1 章第 3 節「教育課程の役割と編成等」に 5 件と集中している。その他、第 6 節「幼稚園運営上の留意事項」で 2 件、第 3 章「2 子育ての支援」で 1 件使用されている。各幼稚園が教育課程を編成する際に、保育所などの地域資源の実態を考慮することや、幼児教育の成果を小学校につなげたり、地域の子育て支援を実施したりするにあたって、幼稚園が保育所と連携を取ることの大切さ等が述べられている。

・「保育室」

「保育室」の使用数は 6 件であるが、第 2 章「ねらい及び内容」で 4 件登場する。2 件は第 2 節「各領域に示す事項」の「3 身近な環境との関わりに関する領域『環境』」の「内容の取扱い」で、もう 2 件は第 3 節「環境の構成と保育の展開」である。その他、第 1 章第 2 節「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」の「(5) 社会生活との関わり」で 1 件、同章第 3 節「教育課程の役割と編成等」で 1 件の使用が見られる。子どもが生き物や文字等に興味をもてるように保育室の環境を工夫することや、入園当初の子どもが安心して園生活を送ることができるように保育室を家庭のような雰囲気のある環境にすること等、環境としての保育室の重要性について述べられている。

#### 2)-1-2 職名に関連する用語

・「保育士」

「保育士」の使用は 2 件で、第 1 章第 3 節「教育課程の役割と編成等」でのみ登場する。1 つは教育課程の編成上の留意事項として、入園当初の配慮で、幼稚園型認定こども園に保育機能



施設から子どもが入園する際、幼稚園教師と保育士が連携を取ることの大切さが、もう1つは小学校教育との接続に当たっての留意事項として、幼児期の教育の成果が小学校につながるように幼稚園教師と保育士との交流をすすめることの大切さが述べられている。

・「保育教諭」

「保育教諭」の使用は第1章第3節「教育課程の役割と編成等」の1件のみで、上記の保育士と同様、小学校教育との接続に当たっての留意事項として、保育士と合わせて併記されている。

2)-1-3 保育の営みに関連する用語

・「保育参加」

「保育参加」の使用は4件であるが、第1章の第6節「幼稚園運営上の留意事項」に集中して登場する言葉である。家庭との連携に当たって、保護者の幼児教育への理解が深まるように等、保育参加を通じた取り組みをもつことの意義についてふれられている。

・「保育参観」

「保育参観」の使用は2件で、第1章第3節「教育課程の役割と編成等」と第6節「幼稚園運営上の留意事項」の中で登場する。いずれの節においても、小学校教育と幼稚園教育との円滑な接続を図るために、教師同士がお互いの教育内容等について相互理解を深める手段として、授業参観と合わせて保育参観が併記されている。

・「ティーム保育」

「ティーム保育」の使用は3件であるが、すべて第1章第4節「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」の「3 指導計画の作成上の留意事項」の「(8) 幼稚園全体の教師による協力体制」の中で登場する。幼稚園教師が一人ひとりの子どもへの適切な援助ができるように、学級を基本としながらも、その枠をこえた柔軟な指導方法としての「ティーム保育」の有効性が述べられている。

・「園外保育」

「園外保育」の使用は1件のみで、第2章第2節「各領域に示す事項」の「3 身近な環境と

の関わりに関する領域『環境』の「内容の取扱い」において登場する。子どもが季節による自然や生活の変化を感じられるように「園外保育」を計画することの意義が記されている。

・「保育実践」

「保育実践」の使用は2件で、第2章第3節「環境の構成と保育の展開」で登場する。保育の展開に当たって、幼児の主体性と指導の計画性との関連付けの重要性を説明する文中で、計画、評価等の言葉と合わせて保育実践を記述し、それらの循環の過程の大切さが述べられている。

・「保育実践記録」

「保育実践記録」の使用は1件で、第1章第1節「幼稚園教育の基本」の「5 教師の役割」で登場する。教師の専門性を高め合う場としての園内研修において、保育実践記録を基にした多様な視点からの振り返りが、教師間の共通理解と協力体制を築き、教育の充実を図ることにつながると述べられている。

・「保育機能」

「保育機能」の使用は4件であるが、第1章第3節「教育課程の役割と編成等」の「4 教育課程の編成上の留意事項」の「(2) 入園当初の配慮」の中で集中して登場する。ここでは「保育機能の施設」という言い方ですべて用いられ、3歳未満児を対象とする保育施設が果たしている機能としての意味合いで使用されている。

・「保育活動」

「保育活動」の使用は1件で、第3章の「2 子育ての支援」で登場する。ここでは幼稚園が実施する子育て支援活動の具体例として、「親子登園などの未就園児の保育活動」という言い方で、上記の「保育機能」同様、3歳未満児を対象とした活動として記述されている。

・「保育内容」

「保育内容」の使用は1件で、第1章の冒頭で、「教育要領解説」の性格の説明として、学校教育法第25条及び学校教育法施行規則第38条を引用し、「これらの目的及び目標の実現に向けて幼稚園の教育課程その他の保育内容の基準を示す」と述べられている。

表 1-3 『幼稚園教育要領解説』における「保育」(単独語)の用いられ方

用例	特徴	意味合い	記述例
日々の保育(4)	「日」の付く熟語と結びつくパターン	保育の生活的な要素・側面	…したがって、 <u>日々の保育</u> の中では、それぞれの幼児の生活する姿から、今経験していることは何か、また、今必要な経験は何かを捉え、それに応じた援助をすることが大切である。… (1章4節「4幼児理解に基づいた評価の実施(1)評価の実施」他)
日常の保育(2)			…そのためには、 <u>日常の保育</u> の中で、地域の人々や障害のある幼児などとの交流の機会を積極的に取り入れることも必要である。… (2章2節「2人との関わりに関する領域『人間関係』内容(13)」)
日頃の保育(1)			…教師は、文字について直接指導するのではなく、幼児の、話したい、表現したい、伝えたいという気持ちを受け止めつつ、幼児が日常生活の中で触れてきた文字を使うことで、文字を通して何らかの意味が伝わっていく面白さや楽しさを感じられるように、 <u>日頃の保育</u> の中で伝える喜びや楽しさを味わえるようにすることが大切である。… (2章2節「4言葉の獲得に関する領域『言葉』内容取扱い(5)」)
1日の保育(1)			… <u>1日の保育</u> が終わった後、教師は幼児の活動の姿を振り返りながら翌日の環境を考える。 (2章3節「2保育の展開(3)環境構成と再構成」)
次の日の保育(1)			しかし、 <u>次の日の保育</u> は必ずしも教師の予想どおりに展開するわけではない。 (2章・3節環境の構成と保育の展開・2保育の展開「(3)環境構成と再構成」)
保育の(を・は)展開(15)	実践的なニュアンスをもつ言葉と結びつくパターン	保育の教育的・指導的な要素・側面	…つまり、教師主導の一時的な <u>保育の展開</u> ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を発揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った <u>保育の展開</u> である。… (1章1節「2環境を通して行う教育(2) 幼児の主体性と教師の意図」)
保育に臨む(1)			…幼児一人一人に応じた指導をするには、教師が幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で <u>保育に臨む</u> ことが重要である。… (1章1節「3幼稚園教育の基本に関連して重視する事項(3)一人一人の発達の特性に応じた指導③一人一人に応じるための教師の基本姿勢」)
保育を行い(1)			…このようなことから、複数の教師が共同で <u>保育を行い</u> 、また、幼児理解や保育の展開について情報や意見を交換することによって、一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい援助を行うことが可能になる。… (1章4節「3指導計画の作成上の留意事項(8)幼稚園全体の教師による協力体制」)
実際の保育(2)			…指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を幼児が <u>実際の保育</u> の中で経験することができるように、適切な環境をつくり出していくことが重要である。… (1章4節「2指導計画の作成上の基本的事項(3)環境の構成」他)
保育を見てもらい(1)			…そのような場合には、他の教師などに <u>保育や記録を見てもらい</u> 、それに基づいて話し合うことによって、自分一人では気付かなかった幼児の姿や自分の保育の課題などを振り返り、多角的に評価していくことも必要である。… (1章4節「2指導計画の作成上の基本的事項(5)評価を生かした指導計画の改善」)
保育の課題(1)	…そのような場合には、他の教師などに <u>保育や記録を見てもらい</u> 、それに基づいて話し合うことによって、自分一人では気付かなかった幼児の姿や自分の <u>保育の課題</u> などを振り返り、多角的に評価していくことも必要である。… (1章4節「2指導計画の作成上の基本的事項(5)評価を生かした指導計画の改善」)		
保育における評価(1)	… <u>保育における評価</u> は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。… (1章4節「2指導計画の作成上の基本的事項(5)評価を生かした指導計画の改善」)		

「用例」のカッコ内の数字は使用が見られた件数

記述例の下線は筆者による

2)-2 単独語としての「保育」の使用例

次に「保育」の単独使用を見ていく。前述の通り、「保育」単独使用は31件見られたが、5つの節で登場する。登場順に述べると、第1章第1節「幼稚園教育の基本」6件、同章第4節「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」11件、同章第6節「幼稚園運営上の留意事項」1件、第2章第2節「各領域に示す事項」2件、同章第3節「環境の構成と保育の展開」11件である。特に多いのが、第1章4節と第2章3節であるが、後者はページ数が少ない割に（前者が28ページに対して後者が13ページ）使用数が多い。第2章3節は「教育要領解説」の中で唯一「節」「項」レベルでの見出しとしても「保育」が使用されており（共に「保育の展開」と表記）、特徴的である。

「保育」の用いられ方の特徴を分析するために、「保育」という言葉がその前後でどのような言葉と結びついているのかを見た（表1-3）。全部で12の結びつきの用例があったが、その結びつく言葉の特徴から大きく3つに区分できた。

1つは、「日々の保育」「日常の保育」「日頃の保育」「1日の保育」「次の日の保育」のような、「日」の付く熟語と結びつくパターンである。「日々」「日常」「日頃」等、「日」の付く熟語と結びついた「保育」からは、保育の生活的な要素・側面・意味合いを読み取ることができる。

2つ目は、「保育の(を・は)展開」「保育に臨む」「保育を行い」「実際の保育」のような、「展開」「臨

む」「行い」「実際」という実践的なニュアンスをもつ言葉と結びつくパターンである。このような実践的なニュアンスをもつ言葉と結びついた「保育」からは、特に保育の教育的・指導的な要素・側面・意味合いを読み取ることができる。

そして3つ目は、「保育を見る」「保育の課題」「保育における評価」のような省察・反省的なニュアンスをもつ言葉と結びつくパターンである。これらの用例は、すべて第4節「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」の「5評価を生かした指導計画の改善」で登場するが、このような省察・反省的なニュアンスをもつ言葉と結びつく「保育」からは、2つ目と同様、保育の教育的・指導的な要素・側面・意味合いを読み取ることができる。

(2) 「教育要領解説」と「教育・保育要領解説」の比較検討

ここまで「教育要領解説」における「保育」の使用の特徴を見てきたが、次に「教育・保育要領解説」との比較検討を行う。「2.研究方法」で述べた通り、「教育要領解説」において「保育」の使用が見られた箇所（節・項）で、「教育・保育要領解説」でも同様テーマ・同様文章構造で解説がなされているところでの対比で行う。比較した節・項は[表2-1]の通りである。

(2)-1 「保育」の単独語の使用比較

まず、「保育」の単独語の使用についての比

表2-1 『幼稚園教育要領解説』と『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』の比較検討範囲

幼稚園教育要領解説	幼保連携型教育・保育要領解説
1章1節 幼稚園教育の基本	1章1節幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
1章3節 教育課程の役割と編成等	1章2節 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」等 1 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する 全体的な計画」の作成等
1章4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	1章2節 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する 全体的な計画」等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価
1章6節 幼稚園運営上の留意事項 1 家庭や地域社会との連携 2 学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会	1章2節 「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する 全体的な計画」等 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (3)指導計画の作成上の留意事項 ⑩家庭や地域社会との連携 ⑪学校間の交流や障害のある園児との活動を共にする機会

較を行う。[表 2-2] は、「教育要領解説」で使用の見られた「保育」の各用例について、それが記述されていた箇所（節・項）毎の「教育・保育要領解説」の記述部分を示したものである。「教育要領解説」で「保育」と表記されていた箇所は、「教育・保育要領解説」ではすべて異なる表記であった。そのパターンは3つあり、最も多いパターンは、「保育」が「教育及び保育」に置き換わるもので、あとの2つは「指導」や「実践」に置き換わるパターンであった。

「教育及び保育」への置き換わりは、「日々」「日常」「日頃」等の生活的なニュアンスのある言葉と結びつく文脈であろうと、「展開」「臨む」「評価」等、実践的なニュアンス、反省的なニュアンスのある言葉と結びつく文脈であろうと、区別なく用いられていた。

「指導」や「実践」への置き換わりは「見てもらい」「課題」という反省的なニュアンスのある言葉と結びつく文脈の中で使用されている向きも感じられたが、中には「…日常の指導の中で、地域の人々や障害のある子どもとの交流の機会を積極的に取り入れることも必要である（「教育・保育要領解説」2章4節2「(2) 人との関わりに関する領域『人間関係』内容(13)）」のように、「日常」という生活的な要素が感じられる文脈の中でも用いられているものもあった。

## (2)-2 「保育」の複合語の使用比較

[表 2-3] は、「教育要領解説」で使用の見られた「保育」（複合語）の用例について、それが記述されていた箇所（節・項）で、「教育要領解説」と「教育・保育要領解説」と差異のあった記述例のみを示したものである。「保育所」「保育室」「保育士」「保育教諭」の4つは同一表記で、すべて「施設・場所に関連する用語」と「職名に関連する用語」であった。異なる表記となっていたのは、「保育参加」「保育参観」「チーム保育」「園外保育」の4つであった。こちらはいずれも「保育の営みに関連する用語」という特徴があった。

複合語の置き換わりパターンは、単独語同

様に「保育」が「教育及び保育」となるパターンが最も多く、「保育参加」「保育参観」「チーム保育」が、それぞれ「教育及び保育の参加」、「教育及び保育の参観」「教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うこと」という表記になっている。「園外保育」は「園外の活動」と「保育」を用いない表記になっている。これは後程、3解説書の比較でも見るが、「教育・保育要領解説」にだけ見られる独特な表記である。

## (3) 「教育要領解説」と「教育・保育要領解説」「保育指針解説」の比較検討

「教育要領解説」「教育・保育要領解説」「保育指針解説」の3解説書の比較は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（「教育要領解説」1章2節、「教育・保育要領解説」1章1節3-2、「保育指針解説」1章4節2）と、「各領域に示す事項（3歳以上児の保育のねらい及び内容）」（「教育要領解説」2章2節、「教育・保育要領解説」2章4節2、「保育指針解説」2章3節2）を対象範囲に行った。ここは3法令の共通性が最も強いところである。

この部分で「教育要領解説」が使用していた「保育」の用語は、「保育室」「園外保育」「日常の保育」「日頃の保育」の4つの使用が見られたが、その内、「教育要領解説」「教育・保育要領解説」「保育指針解説」のすべてで共通表記であったものは「保育室」のみで、それ以外の「日常の保育」「日頃の保育」「園外保育」の3つについては「教育・保育要領解説」では、「日常の教育及び保育」「日頃の指導」「園外の活動」と別表記であった。

## 4. 考察とまとめ

「教育要領解説」における用語「保育」の使用を抽出し、その使用箇所や使用例の特徴を見た後に、「教育・保育要領解説」と「保育指針解説」の比較検討を行ったが、今改訂・改定の「教育要領」「教育・保育要領」「保育指針」は解説書レベルでも混乱を与える内容であった。同じ「学校教育」における教育を行う施設と言われ



表 2-2 『幼稚園教育要領解説』の「保育」(単独語)と『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』の対比

教育要領解説の「保育」の用例	幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の記述例
日々の保育	<p>…園児一人一人に今のような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、<u>日々の教育及び保育に取り組んでいかなければならない。</u>… (1章1節1「(2)環境を通して行う教育及び保育②園児の主体性と保育教諭等の意図」)</p> <p>…この連続性については、<u>日々の教育及び保育の連続性</u>とともに、園生活で経験したことが家庭や地域の生活でも実現したり、逆に、家庭や地域の生活で経験したことが園生活でも実現したりできるなど、園児の生活全体として連続性をもって展開されるようにすることが大切である。… (1章2節2「(2)指導計画作成上の基本的事項②具体的なねらいや内容の設定」)</p>
日常の保育	<p>…<u>日常の教育及び保育</u>において様々な機会を通じ、幼保連携型認定こども園の園児が園内外の障害のある子どもや児童などと触れ合うよう配慮することも大切である。… (1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項①学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会」)</p>
日常の保育	<p>…そのためには、<u>日常の指導の中で</u>、地域の人々や障害のある子どもとの交流の機会を積極的に取り入れることも必要である。… (2章4節2「(2)人との関わりに関する領域『人間関係』内容(13)」)</p>
日頃の保育	<p>…保育教諭等は、文字について直接指導するのではなく、園児の、話したい、表現したい、伝えたいという気持ちを受け止めつつ、園児が日常生活の中で触れてきた文字を使うことで、文字を通して何らかの意味が伝わっていく面白さや楽しさが感じられるように、<u>日頃の教育及び保育の中で</u>伝える喜びや楽しさを味わえるようにすることが大切である。… (2章4節2「(4)言葉の獲得に関する領域『言葉』内容取扱い(5)」)</p>
保育の(を・は)展開	<p>…保育教諭等主導の一時的な<u>教育及び保育の展開</u>ではなく、園児一人一人が保育教諭等の援助の下でその主体性を発揮して活動を展開していくことができるような<u>園児の立場に立った教育及び保育の展開</u>である。… (1章1節1「(2)環境を通して行う教育及び保育②園児の主体性と保育教諭の意図」)</p> <p>…また、指導計画の作成の手順や形式には一定のものはないことから、指導計画が園児の生活に即した<u>教育及び保育を展開</u>する際のよりどころとなるように、各幼保連携型認定こども園において作成の手順や形式を工夫することが大切である。… (1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項②長期の指導計画と短期の指導計画」)</p> <p>…保育教諭等は、園児の発達の過程を見通し、具体的なねらいや内容を設定し、あるいは配慮事項を踏まえながら、意図をもって環境を構成し、<u>教育及び保育を展開</u>しなければならない。… (1章2節2「(3)指導計画の作成上の留意事項⑧保育教諭等の役割」)</p> <p>…また、乳幼児理解や教育及び保育の展開について情報や意見を交換することによって、園児一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい援助を行うことが可能になる。… (1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項⑨幼保連携型認定こども園全体の保育教諭等による協力体制」)</p>
保育に臨む	<p>…園児一人一人に応じた指導をするには、保育教諭等が園児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で<u>教育及び保育に臨む</u>ことが重要である。… (1章1節1「(4)こども園における教育及び保育の基本に関連して重視する事項④園児一人一人の発達の特性に応じた指導ウ一人一人に応じるための教師の基本姿勢」)</p>
保育を行い	<p>…保育教諭等は常に並行して展開する個人あるいはグループの活動を全体として把握することを求められるが、実際には、ある園児やグループの活動に関わっていると他の園児の動きを十分に把握できず、適切な援助を行うことができないこともある。このようなことから、<u>教育及び保育</u>を複数の保育教諭等が共同で行い、また、乳幼児理解や教育及び保育の展開について情報や意見を交換することによって、園児一人一人の様子を広い視野から捉え、きめ細かい援助を行うことが可能になる。… (「1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項⑨幼保連携型認定こども園全体の保育教諭等による協力体制」)</p>
実際の保育	<p>…指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を園児が<u>実際の教育及び保育</u>の中で体験することができるように、適切な環境をつくり出していくことが重要である。… (1章2節2「(2)指導計画作成上の基本的事項③適切な環境の構成」)</p>
保育を見てもらい	<p>…このような評価を保育教諭等が一人だけで行うことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の保育教諭等に<u>実践や記録を見てもらい</u>、それに基づいて話し合うことによって、それまでは気付かなかった園児の姿や自分の指導の課題などを振り返り、多角的に評価していくことも必要である。… (1章2節2「(2)指導計画作成上の基本的事項⑤評価を生かした指導計画の改善」)</p>
保育の課題	<p>…このような評価を保育教諭等が一人だけで行うことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の保育教諭等に<u>実践や記録を見てもらい</u>、それに基づいて話し合うことによって、それまでは気付かなかった園児の姿や自分の指導の課題などを振り返り、多角的に評価していくことも必要である。… (1章2節2「(2)指導計画作成上の基本的事項⑤評価を生かした指導計画の改善」)</p>
保育における評価	<p>…<u>教育及び保育における評価</u>は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。… (1章2節2「(2)指導計画作成上の基本的事項⑤ 評価を生かした指導計画の改善」)</p>

記述例の下線は筆者による

表 2-3 『幼稚園教育要領解説』の「保育」(複合語)と『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』の対比

教育要領解説の「保育」複合語の用例	幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説の記述例
保育参加	<p>…そのためには、日頃から保育教諭等は保護者との関係を深め、園児の様子や子育てに関する情報交換の機会や<u>教育及び保育への参加</u>などを通じた保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることが考えられる。…(中略)…また、<u>教直及び保育への参加</u>などを通じて、保護者が園生活そのものを体験することは、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を具体的に理解することができるとともに、保護者が園児と体験や感動を共有することで、園児の気持ちや言動の意味に気付いたり、園児の発達の姿を見通したりすることにつながる。…(中略)…さらに、<u>教育及び保育への参加</u>終了後などに、保育教諭等との情報交換の機会を設け、園児の状況を踏まえた保育教諭等の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育や園児への関わり方への理解を一層深めることができる。…</p> <p>(1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項⑩家庭や地域社会との連携」)</p>
保育参観	<p>…また、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、<u>教育及び保育の参観</u>や授業参観などを通じて連携を図るようにすることが大切である。…(1章2節1「(5)小学校教育との接続に当たっての留意事項②小学校教育との接続」)</p> <p>…また、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育の円滑な接続のためには、<u>教育及び保育の参観</u>や授業参観を通じて、保育教諭等と教師同士が互いの教育及び保育の内容等について相互に理解できるよう、園と小学校が組織的に連携することが大切である。…</p> <p>(1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項⑪学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会」)</p>
チーム保育	<p>…このような幼保連携型認定こども園全体の協力体制を高め、きめ細かな指導の工夫を図るために、<u>教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うこと</u>などが考えられる。…(中略)…<u>教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うこと</u>は、教育及び保育の展開、学級等の編制、職員組織などの実態に応じて工夫するとともに、それぞれの保育教諭等の持ち味を生かしながら行っていくことが大切である。<u>このように指導方法を工夫することは</u>、園児が人との関わりや体験を一層豊かにしたり、深めたりして、園児一人一人の特性に応じた指導の充実を図る上で重要である。…</p> <p>(「1章2節2「(3)指導計画作成上の留意事項⑨幼保連携型認定こども園全体の保育教諭等による協力体制」)</p>
園外保育	<p>…園児が四季折々の変化に触れることができるように、<u>園外の活動を計画していく</u>ことも必要である。…</p> <p>(2章4節2「(3)身近な環境との関わりに関する領域『環境』内容(3)」)</p>

記述例の下線は筆者による

ながら、その基準解説書である「教育要領解説」と「教育・保育要領解説」では、施設名・場所名・職名を表わす「保育」の複合語以外は、すべて異なる表記が用いられていた。

「教育要領解説」では「保育」の使用回数は決して多くはないが、施設名・場所名・職名を示す複合語だけでなく、保育の営みに関連する複合語や、生活的なニュアンスをもつ「保育」、指導的なニュアンスをもつ「保育」が用いられ、幼児期の生活や遊びを通して行われる「保育」にふさわしい記述がなされていた。一方、「教育・保育要領解説」では、「教育要領解説」と同じ解説箇所でありながら、そのほとんどが「教育及び保育の〇〇(「〇〇の教育及び保育」)」という「教育」「保育」を並列させる言い換えがなされていた。解説文の前後の文脈に関係がなく、形式的に「教育及び保育」が用いられている感があった。また、「保育参加」「保育参観」

「チーム保育」のような4字熟語で一塊の言葉として保育現場で定着している用語であっても、「教育及び保育の参観」「教育及び保育を複数の保育教諭等が共同で行うこと」という違和感のある表記がなされていた。まさに「保育」概念を混乱させる表記である。これらの用語は保育用語辞典にも掲載されている保育界で定着している語句である。「園外保育」もそうであるが、用語辞典で共有されている言語は共通に使用することが望ましいと考える。

「教育要領」「教育・保育要領」「保育指針」の3法令で最も共通性の高い「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と「3歳以上児の保育のねらい及び内容」(いわゆる「教育に関する部分」)の解説部分で比較した場合には、「教育・保育要領解説」だけが別表記(「保育室」以外)であった。「教育要領解説」「保育指針解説」においては「保育」の表記で整合性が取れている

ものが、「教育・保育要領」だけが異なっているのは理解できない。

幼保連携型認定こども園の数は、2022年4月1日時点で6475園となった。子ども・子育て支援新制度ができた2015年4月の1930ヶ園に比べて3.4倍増で、昨年比でも400園近く増えている。今後より「教育・保育要領解説」の活用が進んでいくことが考えられる。保育実践レベルで保育現場に混乱が生じないように「教育・保育要領解説」において、養護と教育が一体となって展開される「保育」の用語を積極的に使用していく必要があると考える。

## 文献

- 1 坂元彦太郎 1964 幼稚園と学校教育法 柴崎正行編著 2014 戦後保育 50 年史第 2 巻 保育内容と方法の研究 日本図書センター pp.57-60
- 2 内閣府・文部科学省・厚生労働省 子ども・子育て支援新制度なるほど BOOK すくすくジャパン! (平成 28 年 4 月改訂版)  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/pdf/naruhodo\\_book\\_2804/a4\\_print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/pdf/naruhodo_book_2804/a4_print.pdf)  
(2022 年 11 月 1 日閲覧)
- 3 倉橋惣三 1947 学校教育における幼稚園 (1) - 講習筆記 - 宍戸健夫・阿部真美子編著 2014 戦後保育 50 年史第 1 巻 保育思想の潮流 日本図書センター pp.95-104
- 4 山内紀幸 2014 「子ども・子育て支援新制度」がもたらす「保育」概念の瓦解 教育学研究 81 (4) pp.408-422
- 5 長谷範子 2015 子ども・子育て支援新制度と保育者養成についての一考察「保育」概念の複雑化と保育の質を手掛かりとして 四天王寺大学紀要 60 pp.103-112
- 6 松川恵子 2015 認定こども園の現状と課題 (5) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「保育」及び「教育」の概念について 仁愛女子短期大学研究紀要 47 pp.67-77
- 7 坂崎隆浩他 2016 乳幼児教育における教育・保育に関わる要領や指針の在り方に関する研究 保育科学研究 7 pp.133-148
- 8 天野珠路 2017 「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定(訂)の趣旨とその内容 - 整合性は図られたのか - 鶴見大学紀要 第 3 部 保育・歯科衛生編 pp.1-9
- 9 前掲書 8
- 10 小山祥子 2018 2017 年告示『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』・『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の改訂内容についての一考察 駒沢女子短期大学研究紀要 51 pp.9-23
- 11 中田章子・高岡晶子・矢野正・加奥満紀子 2019 「教育課程」と「全体的な計画」についての一考察 - 幼稚園教育要領, 保育所保育指針, 幼保連携型認定こども園教育・保育要領から - 奈良学園大学人間教育学部 人間教育 2 (9), pp.221-229
- 12 清水将之 2021 基本的事項の位置づけ - 保育内容・領域 理解への枠組み - 淑徳大学短期大学部紀要委員会淑徳大学短期大学部研究紀 63 pp.33-40